

国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (責任者) 第4条 (略)</p> <p><u>2 CIOは情報セキュリティ最高責任者(以下「CISO」という。)を兼ねる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 CIO補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のCIO補佐の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事故・障害の連絡) 第9条 利用者は次の各号に掲げる状況に遭遇したときには、<u>すみやかにCISO</u>に連絡しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>本則 (責任者) 第4条 (略)</p> <p><u>2 本学の情報セキュリティ計画を策定及び管理するとともに、情報セキュリティインシデントに対応する責任者として情報セキュリティ最高責任者(以下「CISO」という。)を置き、CISOはCIOが兼ねる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 CIO補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のCIO補佐の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>5 CISOを補佐する者としてCISO補佐を置き、CISO補佐はCISOの推薦に基づき役員会の議を経て学長が任命するものとする。</u></p> <p><u>6 CISO補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のCISO補佐の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>7 情報セキュリティインシデントに係る情報収集及び対応策を実施する責任者として情報セキュリティ実施責任者を置く。この場合において、情報セキュリティ実施責任者はCISO補佐が兼ねることができる。</u></p> <p>(事故・障害の連絡) 第9条 利用者は次の各号に掲げる状況に遭遇したときには、<u>速やかに情報セキュリティ実施責任者</u>に連絡しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>情報セキュリティ最高責任者(CISO)の定義を追加</p> <p>CISO補佐を規定</p> <p>情報セキュリティ実施責任者を規定</p> <p>連絡先を情報セキュリティ実施責任者に修正</p>

附 則 (令和5年4月17日規程第20号)

- 1 この規程は、令和5年4月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年5月1日付でCIO補佐となる者の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。
- 3 令和5年度中にCISO補佐となる者の任期は、第4条第6項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。